

府 食 第 115 号
令和 6 年 2 月 29 日

厚生労働大臣
武見 敬三 殿

食品安全委員会
委員長 山本 茂貴

食品健康影響評価の結果の通知について

令和 6 年 2 月 21 日付け厚生労働省発健生 0221 第 4 号をもって厚生労働大臣から食品安全委員会に意見を求められたベンチアバリカルブイソプロピルに係る食品健康影響評価の結果は下記のとおりですので、食品安全基本法（平成 15 年法律第 48 号）第 23 条第 2 項の規定に基づき通知します。

記

ベンチアバリカルブイソプロピルの許容一日摂取量を 0.069 mg/kg 体重/日と設定し、急性参照用量は設定する必要がないと判断した。